

「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」策定の背景

【背景】

土地の取引時などに、土壌汚染対策法や府条例が適用されない自主的な土壌汚染調査（以下、自主調査という。）が数多く実施されており、その結果、土壌汚染が発覚する事例が多くある。

大阪府では、これまでも自主調査の実施に関して相談を受け、その際には調査や対策の方法が適切なものとなるよう、自主調査の実施者に助言や指導を行ってきた。

このような状況のもと、大阪府は、昨年度、土壌汚染対策制度の見直しについて、大阪府環境審議会に諮問し、当審議会において、大阪府が引き続き、自主調査に関与し、その方法が法や条例に準じた客観性の高いものとなる必要があることなどについてとりまとめられた。

大阪府では、当審議会の答申を踏まえ、本年3月に「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、自主調査や自主措置の実施に関する指針を知事が定めること、本指針に即して、指導や助言ができることなどの規定を追加した。

今般、「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針」の案をとりまとめたので、その概要について府民意見の募集を行うものである。

今後は、府民意見を踏まえ、本年11月を目処に本指針を策定し、施行する予定である。

《参考》

<大阪府環境審議会答申の概要>（平成21年11月）

自主調査について、府域の土壌汚染の状況を広く把握するとともに、適切な自主調査の実施や対策の促進を図るため、引き続き、府が関与していく必要がある。

自主調査が法や条例に準じた客観性の高いものとなるよう、また、法への移行申請が円滑に行えるよう試料の採取方法や分析結果、対策方法等について確認したり、技術的な助言を行う仕組みが適当である。

府が関与し、入手した自主調査の情報について、周辺住民をはじめ府民に提供するなど、法、条例の対象となった土地と同様に情報を公開する仕組みが必要である。

<条例第81条の21の3による規定>（平成22年3月）

知事は、土壌の管理有害物質による汚染の状況の調査及び汚染の除去等の措置（土壌法又はこの節の規定による調査及び措置を除く。以下それぞれ「自主調査」及び「自主措置」という。）の実施に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定め、公表するものとする。

- 2 知事は、自主調査を実施しようとする者に対し、当該自主調査が指針に即して適切に実施されるよう必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 知事は、自主調査を実施した者に対し、当該自主調査の結果の報告を求めることができる。
- 4 知事は、前項の報告に基づき必要があると認めるときは、当該報告を行った者に対し、汚染の除去等の措置について必要な指導又は助言をすることができる。
- 5 第二項の規定は自主措置を実施しようとする者について、第三項の規定は自主措置を実施した者について、前項の規定は自主措置の結果の報告を行った者について、それぞれ準用する。